

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

(承継会社：会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

2023年9月15日

株式会社 鉄人化計画

株式会社 TETSUJIN FOOD SERVICE

2023年9月15日

各位

東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
株式会社鉄人化計画
代表取締役 根来 拓也

東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号
株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE
代表取締役 根来 拓也

吸収分割に関する事後開示書面

株式会社鉄人化計画（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社TETSUJIN FOOD SERVICE（以下、「承継会社」といいます。）は、2022年10月26日付で締結した吸収分割契約（以下、「本件分割契約」といいます。）に基づき、2023年9月1日を効力発生日として、分割会社のカラオケ事業、アライアンス事業及びメディア事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施いたしました。本件分割に関する、会社法791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本件分割は、2023年9月1日に効力を生じました。

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

分割会社は、2023年7月28日付で官報公告及び同日付で電子公告を行いましたが、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権（会社法第787条第1項第2号）は存在しませんので、新株予約権買取請求手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2023年7月28日付で官報公告及び同日付で電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続きについて（会社法第 796 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社は、分割会社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2023 年 7 月 28 日付で官報公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割契約に基づき、分割会社の本件事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継資産の額： 532 百万円

承継負債の額： 93 百万円

5. 吸収分割に関する変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 9 月 13 日付で本件分割に係る変更登記申請を行いました。

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上